

川越町新型コロナウイルス感染症防止等
対策費用補助金交付要領

～3月25日まで期間延長しました。～

※既に申請いただいた方は、再度申請できません。

【申請のご案内】

【補助金額】

1 事業者あたり最大5万円まで支援

(補助率：補助対象経費(税込)の5分の4を乗じた金額)

※1事業者あたり1回のみ申請とします。

【受付期間】

令和3年10月1日(金)から令和4年3月25日(金)まで

【申請方法】

郵送のみ 令和4年3月25日(金) 消印有効

※新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送での提出をお願いします。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

なお、郵送に係る費用は個人で負担をお願いします。

【郵送先】

〒510-8588

三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

川越町役場 産業建設課

※内容についてお問い合わせを行うことがありますので、日中に連絡可能な
電話番号を記載してください。

【お問い合わせ先】

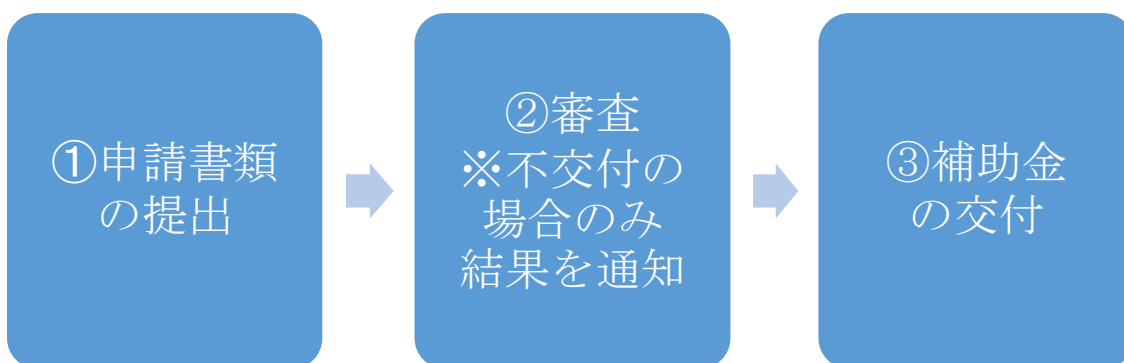
川越町役場 産業建設課 電話番号 059-366-7117

受付時間 8時30分～17時15分

1 川越町新型コロナウイルス感染症防止等対策費用補助金について

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長期化している中、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、国の業種別ガイドラインに沿って、さらなる感染症拡大防止対策に取り組む事業者等に対し、そのための対策として購入した物品の経費について、5万円（補助率4/5）を上限として補助金を交付します。

【手続きの流れ】



- ① 申請チェックリスト（様式第3号）を参考に必要な書類を準備し、郵送で提出してください。
- ② 提出いただいた書類を審査します。
※不交付の場合のみ結果を通知します。
- ③ 適切な書類を受理し、審査終了後、申請者指定の銀行口座に入金します。
※町からの補助金の交付であることを確認できる通知等を必要とされる方は、川越町役場産業建設課までご連絡ください。

2 補助対象者

■中小法人等

中小企業（以下表①）、小規模企業（以下表②）、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合等

■個人事業者

事業収入が主たる収入（最も多い収入）である方に限る。不動産所得が主たる場合は不可。）

町内に住民登録がされていること。

■町内で事務所を有し、町内で事業を行っていること。

※自宅を事務所としている場合は、事務所で接客を伴うこと。

〈表①：中小企業の範囲〉

業種	どちらか一方が該当すること	
	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

〈表②：小規模企業の範囲〉

業種	従業員数
製造業・その他（下記以外）	20人以下
卸売業、小売業、サービス業	5人以下

※以下に該当する場合、補助の対象になりません。

- 法人税法別表第1に規定する公共法人（土地改良区、土地開発公社等）
- 川越町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者
- 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行っている者
- その他、町長が公共上の理由から交付が不相当と認めた者

3 補助対象要件

次のすべてに該当する場合、補助対象になります。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月25日までに新型コロナウイルス感染症防止対策として補助対象経費※1の支払手続きが完了していること。
- (2) 補助金の申請日以降も事業を継続する意思があること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 今回申請する物品は、国又は他の地方公共団体が実施する補助金等の交付申請内容と重複していないこと。

※1：対象経費、対象外経費については、別表を必ずご覧ください。

対象経費として掲載しているもの以外も、感染症対策に資すると判断される場合には対象とすることもあります。購入前に必ず役場の産業建設課へお問い合わせください。

4 補助金額

- ・補助対象経費（税込）の5分の4を乗じた金額
- ・補助上限額は5万円
- ・1事業者あたり1回のみ申請とします。

5 申請期限

令和3年10月1日（金）～令和4年3月25日（金）消印有効

6 申請方法

- ・提出書類を書面により1部、申請書送付先（※）へ郵送することにより申請を行ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送での提出をお願いします。
- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
なお、郵送に係る費用は個人で負担をお願いします。
普通郵便で送付された場合の書類紛失については、一切の責任を負いません。

※申請書送付先

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地
川越町役場 産業建設課

7 提出書類

- ① 川越町新型コロナウイルス感染症防止等対策費用補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
- ② 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
※補助対象経費を支出したことがわかる領収書・レシート等の写し（支払日、品目、金額（税込）、商品の内訳等が明記されているもの）。インターネットで購入した場合も「領収書」が必要。「お買い上げ明細書」「注文書」は不可。
※参考様式等に貼付すること
- ③ 同意書（様式第2号）
- ④ 申請チェックリスト（様式第3号）
- ⑤ 直近の「確定申告書別表1（法人）又は第1表（個人）の控えの写し」
※創業から間もない事業者で上記書類がない場合は、「開業届出書」の写し等
※確定申告を行っていない場合は「売上を記録している帳簿」「損益計算書及び貸借対照表」のうちいずれかの写しを提出すること。
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し
（通帳の表面及び通帳を開いた1ページ目）
※当座取引である場合は、当座預金口座の情報がわかる書類

※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合はパソコン画面コピーを提出すること。

※銀行の合併等により、銀行名、支店名等が変更になっている可能性がありますので、通帳の記載が最新の状態であることをご確認ください。

⑦ 補助対象経費に係る物品を示す写真

※購入した物品すべての写真が必要。同種の物品が複数ある場合も一つではなくすべて写すこと。

※物品の設置の状況がわかるもの。ソフトウェアの場合は、パッケージの写真、又はソフトウェアがインストールされたパソコン上の画面の写真を添付すること。